

関西電力株式会社 美浜発電所
平成29年度(第1回)保安検査報告書
(1号炉、2号炉)(廃止措置中)

平成29年8月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	
(2) 保安検査実施者	
2. 美浜発電所1、2号炉の設備及び概要	1
3. 保安検査内容	2
4. 保安検査結果	2
(1) 総合評価	
(2) 検査結果	
(3) 違反事項	
5. 特記事項	9

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細は別添参照)

平成29年5月29日、6月2日、7日、9日、13日、15日及び16日

(2) 保安検査実施者

美浜原子力規制事務所

館内 政昭

渋谷 徹

堀江 良徳

小野 達也

川端 恒大

2. 関西電力株式会社美浜発電所1号炉及び2号炉の設備並びに廃止措置概要

号炉	出力	運転開始年月等	廃止措置状況等
1号炉	熱出力: 1,031MW 電気出力: 34.0万kW	運転開始: 昭和45年11月28日 運転終了: 平成29年4月19日 (運転停止: 平成22年11月24日)	廃止措置中(第1段階:解体準備期間) 平成29年4月19日～平成33年度(予定) (1)核燃料物質の貯蔵 ①新燃料貯蔵設備 ・新燃料 28体 ②使用済燃料貯蔵設備 ・新燃料 32体 ・使用済燃料 231体 (2)炉心燃料取出完了日 平成25年2月23日
2号炉	熱出力: 1,456MW 電気出力: 50.0万kW	運転開始: 昭和47年7月25日 運転終了: 平成29年4月19日 (運転停止: 平成23年12月8日)	廃止措置中(第1段階:解体準備期間) 平成29年4月19日～平成33年度(予定) (1)核燃料物質の貯蔵 ①新燃料貯蔵設備 ・新燃料 48体 ②使用済燃料貯蔵設備 ・使用済燃料 510体 (2)炉心燃料取出完了日 平成24年1月12日

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している廃止措置管理状況の聴取、記録の確認、発電用原子炉施設(以下「原子炉施設」という。)の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① 廃止措置の保安体制に係る遵守状況
- ② 運転員の確保及び巡視等の実施状況
- ③ 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置及び安全貯蔵措置¹の実施状況(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし

4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「廃止措置の保安体制に係る遵守状況」、「運転員の確保及び巡視等の実施状況」及び「原子炉の運転停止に関する恒久的な措置及び安全貯蔵措置の実施状況(抜き打ち検査)」を検査項目として検査を実施した。

基本検査の結果、「廃止措置の保安体制に係る遵守状況」については、保安規定第140条の保安に関する組織及び第141条の保安に関する職務については、廃止措置に伴い変更された組織及び職務は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の品質マネジメントシステム体制図及び体系図において、廃止措置主任者及び廃止措置管理業務が追加され、同規程の品質マネジメントに係る責任と権限において、原子力事業本部及び発電所の各組織に廃止措置に関する業務等が追加されていることを「原子力発電の安全に係る品質保証規程」(37次改正)新旧比較表等の記録により確認した。

具体的な廃止措置に関する職務としては、「廃止措置管理通達」に原子力事業本部の廃止措置計画策定に係る業務並びに廃止措置計画(変更)認可申請及び変更届出に係る業務が定められていることを確認した。また、廃止措置管理業務としては、「廃止措置管理通達」及び「廃止措置管理業務要綱」に原子燃料課長等が、原子炉の運転停止に関する恒久的な措置を実施すること、放射線管理課長が安全貯蔵措置を実施すること、原子力事業本部の担当チーフマネージャー及び発電所の担当課(室)長が、廃止措置工事の計画及び実施することについて定められていることを確認した。

保安規定第142条の原子力発電安全委員会については、「安全管理業務要綱」に廃

¹安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう。

止措置計画の変更等が審議事項に追加され、委員として廃止措置主任者が追加されていることを確認した。保安規定第143条の原子力発電安全運営委員会については、「安全管理業務要綱」に廃止措置管理に関する社内標準の制定および改正等が審議事項に追加され、運営委員として廃止措置主任者が追加されていることを確認した。また、保安規定変更後、原子力発電安全運営委員会において、「美浜発電所(1・2号機)電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動に係る対応所達」の一部改正が適切に審議されていることを「第852回美浜発電所原子力発電安全運営委員会議事録について」等の記録により確認した。

保安規定第144条の廃止措置主任者の選任については、「廃止措置管理通達」及び「廃止措置管理業務要綱」に所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有することを所長が認めた者であって、原子炉施設の工事または保守管理、原子炉の運転、原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価、原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者から選任することが定められていることを確認した。廃止措置主任者は、同要綱に基づき、適切に選任されていることを「美浜発電所1,2号炉廃止措置主任者の選任について」等の記録により確認した。

保安規定第145条の廃止措置主任者の職務等については、「廃止措置管理通達」及び「廃止措置管理業務要綱」に保安規定で定められている廃止措置主任者の任務、廃止措置に従事する者の義務、保安のための意見具申等、記録の確認、方針の確認(所長承認に先立つ確認)、報告内容等の確認として定められていることを確認した。廃止措置主任者が、職務として定められた記録の内容確認等を適切に実施していることを「平成29年度美浜発電所保安教育実施計画の策定確認(保安規定第201条)について」等の記録により確認した。

「運転員の確保及び巡視等の実施状況」については、保安規定第147条の運転員の確保については、「美浜発電所 発電業務所則(廃止措置段階)」(以下「発電業務所則(廃止措置段階)」という。)に要員の確保として定められ、発電室長が、同所則に基づき、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保していることを「発電室勤務表 平成29年6月分(改-1)」等の記録により確認した。

当直の体制は、発電室長が、原子炉施設の運転に当たって、ポジション認定された者の中から「発電業務所則(廃止措置段階)」に基づき、1直あたり5名以上、その内1名は当直課長とし、5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせていることを1・2号機の中央制御室において、当直課長及び当直員の勤務状況を確認するとともに、「発電室勤務表 平成29年6月分(改-1)」等の記録により確認した。

保安規定第148条の巡視については、「発電業務所則(廃止措置段階)」に、当直課長は定められた巡視方法に基づき、毎日1回以上巡視を実施することが定められ、当直課長(3号炉担当含む)は、同所則に基づき、毎日1回以上、原子炉施設(アニュラス内、高放射

線区域・高線量区域又は高汚染区域(以下「高放射線区域等」という。)を除く)を巡視していることを「美浜発電所共用設備 巡回点検・重点設備点検表①」等の記録により確認した。

保安規定第149条の廃止措置管理に関する社内標準の作成については、発電室長が、原子炉施設の廃止措置管理に関する社内標準として、「発電業務所則(廃止措置段階)」「美浜発電所1号機 運転操作所則(廃止措置段階)」等を作成し、原子力安全運営委員会の確認を得て、上記の社内標準が制定・改正されていることを「第 850 回 美浜発電所原子力発電安全運営委員会議事録について」等の記録により確認した。

保安規定第150条の引継については、当直課長(3号炉担当含む)が「発電業務所則(廃止措置段階)」に基づき、その業務を次直の当直課長(3号炉担当含む)に引継ぎ、施設運用状況を申し送っていることを「美浜発電所 1・2 号機当直課長引継簿」等の記録により確認した。

「原子炉の運転停止に関する恒久的な措置及び安全貯蔵措置の実施状況(抜き打ち検査)」については、保安規定第151条の原子炉の運転停止に関する恒久的な措置については、「美浜発電所 原子燃料管理業務所則」(以下「原子燃料管理業務所則」という。)に原子燃料課長は、1号炉および2号炉の原子炉内に燃料を装荷しない措置として、1号炉および2号炉の燃料移送管の仕切弁を閉止後、施錠することが定められていることを確認した。また、「原子燃料管理業務所則」に基づき、1号炉および2号炉の燃料移送管の仕切弁が閉止後施錠され、鍵が適切に管理されていることを1号炉及び2号炉の原子炉補助建屋並びに原子燃料課執務室の現場により確認するとともに「工事記録:関西電力(株)美浜発電所1号機燃料移送管仕切弁ハンドル他修繕工事総括報告書」等の記録により確認した。

保安規定第154条の安全貯蔵措置については、「廃止措置管理業務要綱」に放射線管理課長が、廃止措置計画に基づく安全貯蔵範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置として「安全貯蔵範囲を隔離するための安全貯蔵範囲の設定」、「安全貯蔵範囲を識別するための弁、配管等への標識の取付け及びその管理方法」及び「安全貯蔵範囲内で作業する場合の隔離の解除及び復旧方法」の内容を定めることが、規定されていることを確認した。また、「美浜発電所 放射線管理業務所則」に原子炉冷却材系統からの第1弁までを安全貯蔵の基本的な範囲とすること、安全貯蔵措置範囲の設定、安全貯蔵措置範囲の一時的な解除、安全貯蔵措置範囲の再設定の手順が定められていることを確認した。

検査の結果、今回検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行い、特段問題がないことを確認した。

(2)検査結果(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

①廃止措置の保安体制に係る遵守状況

廃止措置に係る保安規定が平成29年4月19日に認可され、翌日から施行されていることから、認可された保安規定に基づく保安体制が適切に構築されているか確認する。なお、今回の検査においては、保安規定第3章の保安管理体制が適切に構築され、保安に関する職務等が適切に実施されていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、保安規定第3章の保安管理体制のうち、保安規定第140条の保安に関する組織及び第141条の保安に関する職務については、廃止措置に伴い変更された組織及び職務は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の品質マネジメントシステム体制図及び体系図において、廃止措置主任者及び廃止措置管理業務が追加され、同規程の品質マネジメントに係る責任と権限において、原子力事業本部及び発電所の各組織に廃止措置に関する業務等が追加されていることを「原子力発電の安全に係る品質保証規程」(37次改正)新旧比較表」等の記録により確認した。

具体的な廃止措置に関する職務として、「廃止措置管理通達」に原子力事業本部の廃止措置技術センター長が、廃止措置計画業務に係る年度計画を策定すること、廃止措置技術グループチーフマネジャーが、廃止措置計画策定に係る業務を実施すること、廃止措置計画グループチーフマネジャーが、廃止措置計画(変更)認可申請及び変更届出に係る業務を実施することが定められていることを確認した。また、廃止措置管理業務として、「廃止措置管理通達」及び「廃止措置管理業務要綱」に原子燃料課長等が、原子炉の運転停止に関する恒久的な措置を実施すること、放射線管理課長が安全貯蔵措置を実施すること、原子力事業本部の担当チーフマネジャー及び発電所の担当課(室)長が、廃止措置工事の計画及び実施することについて定められていることを確認した。また、廃止措置に係る発電所長が指示する業務として、機械工事G課長(廃止措置)が廃止措置に係る所内調整及び推進業務を担当していることを「美浜発電所運営統括長の業務分担見直し、機械工事G課長の業務分担見直し、および機械技術AD不在時の対応見直しについて」等の記録により確認した。

保安規定第142条の原子力発電安全委員会については、「安全管理業務要綱」に廃止措置計画の変更等が審議事項に追加され、委員として廃止措置主任者が追加されていることを「安全管理業務要綱 比較表(第433回原子力発電安全委員会付議)」等の記録により確認した。また、保安規定変更後、原子力発電安全委員会において、「原子力発電所保守業務要綱」に関する現場資機材保管管理の対象及び廃止措置段階の保全の対象範囲等に係る記載の適正化が審議されていることを「第437回原子力発電安全委員会議事録」等の記録により確認した。

保安規定第143条の原子力発電安全運営委員会については、「安全管理業務要綱」に廃止措置管理に関する社内標準の制定および改正等が審議事項に追加され、運営委員として廃止措置主任者が追加されていることを「安全管理業務要綱 比較表(第433回原子力発電安全委員会付議)」等の記録により確認した。また、保安規定変更後、原子力発電

安全運営委員会において、「美浜発電所(1・2号機)電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動に係る対応所達」の一部改正が適切に審議されていることを「第852回美浜発電所原子力発電安全運営委員会議事録について」等の記録により確認した。

保安規定第144条の廃止措置主任者の選任については、「廃止措置管理通達」及び「廃止措置管理業務要綱」に所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有することを所長が認めた者であって、原子炉施設の工事または保守管理、原子炉の運転、原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価、原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者から選任することが定められていることを確認した。また、廃止措置主任者の代行者の選任要件は「廃止措置管理業務要綱」に廃止措置主任者と同様であることが定められていることを確認した。廃止措置主任者は、同要綱に基づき、適切に選任されていることを「美浜発電所1,2号炉廃止措置主任者の選任について」等の記録により確認した。また、代行者についても、同要綱に基づき、適切に選任されていることを「美浜発電所1,2号炉廃止措置主任者及び代行者の選任について」等の記録により確認した。

廃止措置主任者の1号炉および2号炉の兼任、課(室)長以上の職位、代行者の設置、廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合、あらためて廃止措置主任者を選任することについては、「廃止措置管理通達」に定められていることを確認した。

廃止措置主任者は、同通達に基づき、課長の上位職である1・2号運営統括長が選任され、代行者は機械工事グループ課長であること、1号炉および2号炉の兼任をしていることを「美浜発電所1,2号炉廃止措置主任者及び代行者の選任について」等の記録により確認した。

保安規定第145条の廃止措置主任者の職務等については、「廃止措置管理通達」及び「廃止措置管理業務要綱」に保安規定で定められている廃止措置主任者の職務として、廃止措置主任者の任務、廃止措置に従事する者の義務、保安のための意見具申等、記録の確認、方針の確認(所長承認に先立つ確認)、報告内容等の確認が適切に定められていることを確認した。廃止措置主任者が、所長の承認に先立って確認する「所員への保安教育」等については、同要綱に基づき適切に実施されていることを「平成29年度美浜発電所保安教育実施計画の策定確認(保安規定第201条)について」等の記録により確認した。廃止措置主任者の記録の内容確認等についても、同要綱に基づき適切に実施されていることを「美浜発電所放射性気体廃棄物核種別月間放出量推移表(排気筒別) 1号機」及び「1号機チャート(No.1058箱)」等の記録により確認した。

また、廃止措置主任者の職務である「原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合の所長へ意見具申」、「原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合の廃止措置に従事する者へ指導・助言」、「廃止措置主任者は、第204条第1項(設備運用上の基準を満足しない場合等)の報告の精査及び必要な指導・助言」は、実績がないことを廃止措置主任者への聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

②運転員の確保及び巡視等の実施状況

廃止措置に係る保安規定の変更が認可されたことから、原子炉施設の廃止措置管理に関する社内標準が、保安規定第149条に基づき適切に制定・改正され、また、運転員の確保(第147条)、巡視(第148条)及び引継(第150条)等が適切に実施されていることを確認することとし検査を実施した。

保安規定第147条の運転員の確保については、保安規定変更前と同様に、「発電業務所則(廃止措置段階)」に要員の確保として定められ、発電室長が、同所則に基づき、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保していることを「発電室勤務表 平成29年6月分(改-1)」及び「平成28年度第1回発電室ポジション認定審査会の結果報告について:認定証書」等の記録により確認した。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者として、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者を補機運転員以上のポジション認定を受けていることとし、運転員が「運転員教育訓練要綱指針」に基づく発電室ポジション認定審査会で補機運転員以上の認定を受けていることを「平成28年度第1回発電室ポジション認定審査会の結果報告について」等の記録により確認した。

当直の体制は、発電室長が、原子炉施設の運転に当たって、ポジション認定された者の中から「発電業務所則(廃止措置段階)」に基づき、1直あたり5名以上、その内1名は当直課長とし、5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせていることを1・2号機の中央制御室において、当直課長及び当直員の勤務状況を確認するとともに、「発電室勤務表 平成29年6月分(改-1)」等の記録により確認した。なお、当直員が連続して24時間を超える勤務を行っていないことを「1・2号機 勤務変更者表 平成29年5月下旬分」等の記録により確認した。

また、当直課長は、照射済燃料移動中における1名以上を常時中央制御室に確保については、「発電業務所則(廃止措置段階)」に定められ、保安規定変更後、実績がないことを聴取により確認した。

保安規定第148条の巡視については、「発電業務所則(廃止措置段階)」に、当直課長は定められた巡視方法に基づき、毎日1回以上巡視を実施することが定められ、当直課長(3号炉担当含む)は、同所則に基づき、毎日1回以上、原子炉施設(アニュラス内、高放射線区域等を除く)を巡視していることを「美浜発電所共用設備 巡回点検・重点設備点検表①」等の記録により確認した。

発電室長は、アニュラス内、高放射線区域等については、当該区域の措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視を行う区域および方法が、アニュラス内巡視は2ヶ月に1回の頻度、高放射線区域等については、人の立ち入りが困難な場所等に対する間接的な方法(例:圧力計、水位計の監視・記録採取または監視用テレビ等)をもって、巡視に替えることができることが「発電業務所則(廃止措置段階)」に定められていることを確認した。当直課長(3号炉担

当含む)が、同所則に従い、アニュラス内巡視を実施していることを「美浜発電所1・2号機巡視点検表(1次系)」等の記録により確認し、高放射線区域等については、1・2号機廃樹脂貯蔵タンク圧力・水位計の記録をもって確認していることを「美浜発電所1・2号機 廃棄物処理建屋(1次系) 運転日誌③」等の記録により確認した。

保安規定第149条の廃止措置管理に関する社内標準の作成については、発電室長が、原子炉施設の廃止措置管理に関する社内標準として、「発電業務所則(廃止措置段階)」「美浜発電所1号機 運転操作所則(廃止措置段階)」「美浜発電所1号機 警報時操作所則(廃止措置段階)」「美浜発電所2号機 運転定期点検所則(廃止措置段階)」等を作成し、原子力安全運営委員会の確認を得て、同社内標準が制定・改正されていることを「第850回 美浜発電所原子力発電安全運営委員会議事録について」等の記録により確認した。

保安規定第150条の引継については、当直課長(3号炉担当含む)が「発電業務所則(廃止措置段階)」に基づき、その業務を次直の当直課長(3号炉担当含む)に引継ぎ、施設運用状況を申し送っていることを「美浜発電所1・2号機当直課長引継簿」等の記録により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

③原子炉の運転停止に関する恒久的な措置及び安全貯蔵措置の実施状況(抜き打ち検査)

廃止措置に係る保安規定の変更が認可され、新たに追加された原子炉の運転停止に関する恒久的な措置(第151条)及び安全貯蔵措置(第154条)が適切に実施されていることを確認することとし、抜き打ちにより検査を実施した。

検査の結果、保安規定第151条の原子炉の運転停止に関する恒久的な措置については、「原子燃料管理業務所則」に原子燃料課長は、1号炉および2号炉の原子炉内に燃料を装荷しない措置として、1号炉および2号炉の燃料移送管の仕切弁を閉止後、施錠することが定められていることを確認した。また、「原子燃料管理業務所則」に基づき、1号炉および2号炉の燃料移送管の仕切弁が閉止後施錠され、鍵が適切に管理されていることを1号炉及び2号炉の原子炉補助建屋並びに原子燃料課執務室の現場により確認するとともに「工事記録:関西電力(株)美浜発電所1号機燃料移送管仕切弁ハンドル他修繕工事総括報告書」等の記録により確認した。

同条第2項の各課(室)長は、燃料以外を移送するために燃料移送管の仕切弁を開閉する必要がある場合は、廃止措置主任者の確認を得て、施錠を解除し仕切弁を操作することができることについては「原子燃料管理業務所則」に定められ、実績がないことを「燃料移送管仕切弁 弁ハンドル鍵授受記録」の記録により確認した。

同条第3項の燃料を譲り渡す場合については、現在、譲渡し先が決まっていないことを聴

取により確認した。

保安規定第154条の安全貯蔵措置については、「廃止措置管理業務要綱」に放射線管理課長が、廃止措置計画に基づく安全貯蔵範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置として「安全貯蔵範囲を隔離するための安全貯蔵範囲の設定」、「安全貯蔵範囲を識別するための弁、配管等への標識の取付け及びその管理方法」及び「安全貯蔵範囲内で作業する場合の隔離の解除及び復旧方法」の内容を定めることが、規定されていることを確認した。また、「美浜発電所 放射線管理業務所則」に廃止措置計画認可申請書のとおり、原子炉冷却材系統からの第1弁までを安全貯蔵の基本的な範囲とすること、安全貯蔵措置範囲の設定手順として、放射線管理課長は、安全貯蔵措置を行う場合、設定範囲(系統範囲)、隔離対象弁、設定年月日、設定理由、通知先(各課(室)長及び安全衛生協議会等への周知)等を記載した「安全貯蔵措置範囲設定指定票」を作成し、廃止措置主任者の確認を得て、「補助札掲示箇所明細書」により発電室長に隔離・ブロー依頼を行うこと、発電室長は、放射線管理課長からの依頼に基づき隔離・ブローを行い、隔離する弁には、電動弁の場合、スイッチおよび弁本体に「安全貯蔵隔離」の表示を行い、手動弁の場合、チェーン等により施錠し、「安全貯蔵隔離」の表示を行うこと、放射線管理課長は、廃止措置に係る安全貯蔵措置期間中における対象範囲に「安全貯蔵措置範囲」の表示を掲示し、「安全貯蔵措置範囲」が設定された後、各課(室)長および安全衛生協議会等への周知、「安全貯蔵措置範囲」設定期間中における表示の点検等、安全貯蔵措置範囲の一時的な解除、安全貯蔵措置範囲の再設定手順が定められていることを確認した。なお、保安規定及び廃止措置計画書に基づく安全貯蔵措置が、系統除染完了後に実施されることから、系統除染工事の準備状況について、1号機の原子炉格納容器及び原子炉補助建屋において確認するとともに、安全貯蔵措置に係る工程管理(実施時期)、工事計画及び管理並びに系統除染工事の準備状況について、「発電所業務決定文書:美浜1, 2号機廃止措置段階 安全貯蔵措置の実施時期について」等の記録により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(3)違反事項

なし

5. 特記事項

なし

(別添)

保安検査日程(1/3)

月 日	号 炉	5月29日(月)	5月30日(火)	5月31日(水)	6月1日(木)	6月2日(金)	6月3日(土)	6月4日(日)
午 前	1, 2	●初回会議 ●検査前会議 ●中央制御室の巡視				●検査前会議 ◎廃止措置の保安体制に係る遵守状況		
午 後	1, 2	●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ●チーム会議 ●まとめ会議				●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視 ◎廃止措置の保安体制に係る遵守状況 ●チーム会議 ●まとめ会議		
勤務 時間外								

注記)◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ○:基本検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

初回会議及び最終会議は3号炉の保安検査と併せて実施。

保安検査日程(2/3)

月日	号炉	6月5日(月)	6月6日(火)	6月7日(水)	6月8日(木)	6月9日(金)	6月10日(土)	6月11日(日)
午前	1, 2			<ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ◇ 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置及び安全貯蔵措置の実施状況 		<ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ○ 運転員の確保及び巡視等の実施状況 		
午後	1, 2			<ul style="list-style-type: none"> ● 廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ● 中央制御室の巡視 ◇ 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置及び安全貯蔵措置の実施状況 ● チーム会議 ● まとめ会議 		<ul style="list-style-type: none"> ● 廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ● 中央制御室の巡視 ○ 運転員の確保及び巡視等の実施状況 ● チーム会議 ● まとめ会議 		
勤務時間外								

注記) ◎: 保安検査実施方針に基づく検査項目 ○: 基本検査項目 ◇: 抜き打ち検査項目 ●: 会議/記録確認/巡視等

初回会議及び最終会議は3号炉の保安検査と併せて実施。

保安検査日程(3/3)

月 日	号 炉	6月12日(月)	6月13日(火)	6月14日(水)	6月15日(木)	6月16日(金)
午 前	1, 2	/	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ◇原子炉の運転停止に関する恒久的な措置及び安全貯蔵措置の実施状況 	/	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○運転員の確保及び巡視等の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視
午 後	1, 2		<ul style="list-style-type: none"> ●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ◇原子炉の運転停止に関する恒久的な措置及び安全貯蔵措置の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 		<ul style="list-style-type: none"> ●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視 ○運転員の確保及び巡視等の実施状況 ●原子炉施設の巡視(1・2号:タービン建屋) ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議
勤務 時間外						

注記)◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ○:基本検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

初回会議及び最終会議は3号炉の保安検査と併せて実施。